



ユニプレス サプライヤーCSRガイドライン

2021 年 11 月

ユニプレス株式会社

UNIPRES CORPORATION

<目次>

1. ユニプレスの調達方針	3
2. サプライヤーCSRガイドライン	4
2.1 本ガイドラインの概要と活用について	4
2.2 対象分野・項目	4
2.2.1 コンプライアンス	4
2.2.2 安全・品質	5
2.2.3 人権・労働	5
2.2.4 環境	6
2.2.5 情報開示	7
3. お取引先の皆さまへ	8
4. 改定履歴	9
サプライヤー合意確認書	10

1. ユニプレスの調達方針

ユニプレス株式会社は、以下の3つの基本方針に基づき調達活動を行います。

1. 公正な取引の実施

- ・当社は、国内外すべてのお取引先と対等・公正・透明な取引関係を構築し、ビジネスパートナーとして、互いを理解・尊重し、共存・共栄をめざします。
- ・また、当社経営理念のもと、つねに新技術、高品質、低コストを追求し、お取引先と一体となって競争力強化に努めます。

2. CSR調達の遵守

- ・近年、当社は、社会的な情勢の変化に伴い、労働条件の改善、CO2 排出量やエネルギー使用量といった環境データの開示ならびに削減目標の設定、地域貢献の拡大、BCP等のリスク対策の実施など、さまざまなCSRに関する活動に取り組んでおります。
- ・当社は、お取引先に対しても、社会の一員としてCSR活動を理解し、積極的な取り組みのご協力をお願いしております。
 - ①法令遵守
 - ②社内体制の強化
 - ③サプライチェーンへの周知徹底

3. グリーン調達への取り組み

- ・当社は、ユニプレス環境方針、グリーン調達ガイドラインのもと、社員一人ひとりが自主的に地球及び地域の環境保護に努めております。また、製品開発にあたり、製品の安全性はもとより、環境に与える影響を最小限に抑えるため、環境負荷物質の削減、省資源・省エネルギーを念頭に行っております。
- ・更には、自動車産業全体として、カーメーカーから中小部品メーカーに至るサプライチェーンがそれぞれの立場で社会的責任を果たしていく事が必要と考えており、お取引先に対してもグリーン調達への取り組みのご協力をお願いしております。

2. サプライヤーCSRガイドライン

2.1 本ガイドラインの概要と活用について

本ガイドラインは、お取引先の皆さまが、企業活動をCSRの視点で振り返り、さらなる向上に向けた明確な対応を進めていただくことを目的として、共通項目をまとめたものです。特に、自動車産業において皆さまの取り組みが期待される5分野・25項目を選定しました。

2.2 対象分野・項目

2.2.1 コンプライアンス

法令の遵守

各国・地域の法令を遵守する。コンプライアンス徹底のための、方針や体制、行動指針・通報制度・教育等の仕組みを整備し、実施する。

競争法の遵守

各国・地域の競争法を遵守して、私的独占、不当な取引制限(カルテル、入札談合等)、不公正な取引方法、優越的地位の濫用等の行為を行わない。

汚職防止

政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、お取引先の皆さまと透明かつ公正な関係づくりに努める。不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的に、ビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受・供与は行わない。

機密情報の管理・保護

顧客・第三者・自社従業員の個人情報、および顧客・第三者の機密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。

輸出取引管理

各国・地域の法令等で規制される技術・物品等の輸出に関して、適切な輸出手続・管理を行う。

知的財産の保護

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産の不正入手・使用、権利侵害を行わない。

責任ある鉱物調達

紛争鉱物に関する情報について、データを要求された場合、ユニプレスに記録・報告を行う。責任ある鉱物調達に関わる法律を遵守する。

* ユニプレスのコンプライアンスに関する詳細について

・ 腐敗防止に関する基本方針

<https://www.unipres.co.jp/csr/governance/20210927.pdf>

2.2.2 安全・品質

お客さまのニーズに応える製品・サービスの提供

お客さまのニーズを把握して、社会的に有用な製品を開発・提供する。社会的に有用な製品とは、年齢・性別・身体障がいの有無等にかかわらず、誰もが利用しやすい製品。あるいは、省エネ、省資源、環境保全等環境負荷の少ない製品のこと。

製品・サービスの安全確保

各国・地域ごとに定められた安全法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。

製品・サービスの品質確保

品質を確保する全社的な仕組みを構築・運用する。

2.2.3 人権・労働

差別

あらゆる雇用の場面（採用、雇用、昇進、給与、解雇、定年退職、業務付与、懲罰等）において、人種・国籍・性別・宗教・身体障がい・年齢・出身・その他を理由とした差別を行わない。

人権尊重

人種・国籍・性別・宗教・身体障がい・年齢・出身・その他を理由とした、職場におけるいかなる形態のハラスメントも許さない。

児童就労の禁止

各国・地域の法令による就労可能年齢に達しない未成年の就労は認めない。また、いかなるケースにおいても、ユニプレスとして、15歳未満の就労を認めない。

強制労働の禁止

すべての労働は自発的であること、および従業員が自由に離職できることを確実に保証し、強制労働は行わない。

賃金

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令を少なくとも遵守するとともに、生活賃金以上の支払いに努める。また、賃金の不当な減額を行わない。

労働時間

従業員の労働時間（超過勤務を含む）の決定、および休日・年次有給休暇の付与その他について、各国・地域の法令を遵守する。また、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理し、過度な時間外労働を禁止する。

従業員との対話・協議

従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に協議・対話する。

各国・地域の法令に基づき、従業員の基本的人権としての結社の自由および団体交渉権を尊重する。

安全・健康な労働環境

従業員の職務上の安全・健康を最優先とし、労働災害の防止に最善を尽くす。

* ユニプレスの人権・労働に関する詳細について

・ 人権に関する基本方針

https://www.unipres.co.jp/documents/koudoukihan_201708.pdf

・ ユニプレス グローバル行動規範

https://www.unipres.co.jp/csr/governance/fy20_jp_20200401.pdf

2.2.4 環境

環境マネジメント

幅広い環境活動を推進するため、各国・地域の法令を遵守するとともに、今後の法令変更にも対応するよう努める。全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用・改善する。情報を要求された場合、ユニプレスに記録・報告を行う。

温室効果ガスの排出削減

各国・地域の法令を遵守するとともに、今後の法令変更にも対応するよう努める。事業活動での温室効果ガスの排出を管理し、削減活動を推進する。エネルギーの有効活用を行う。データを要求された場合、ユニプレスに記録・報告を行う。

大気・水・土壌等の環境汚染防止

大気、水、土壌等の汚染防止に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、今後の法令変更にも対応するよう努める。継続的な監視と汚染物質の削減を行い、環境汚染を防止する。データを要求された場合、ユニプレスに記録・報告を行う。

省資源・廃棄物削減

廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を遵守する。資源の有効活用により廃棄物の最終処分量の削減に取り組むとともに、水の消費量削減に努める。データを要求された場合、ユニプレスに記録・報告を行う。

化学物質管理

各国・地域の法令を遵守するとともに、今後の法令変更にも対応するよう努める。

環境汚染の可能性がある化学物質等を特定し、安全な管理を行う。

各国・地域の法令で禁止された化学物質を製品に含有しない。

製造工程においても禁止された化学物質は使用せず、各国・地域の法令で指定された化学物質に関しては、排出量の把握・行政への報告を行う。

データを要求された場合、ユニプレスに記録・報告を行う。

生態系の保護

事業活動と原材料調達を含む部品製造において、生態系の保護に努める。

2.2.5 情報開示

ステークホルダーへの情報の開示

財務状況・業績、事業活動の内容等の情報をステークホルダーに対し、適宜・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼関係の維持・発展に努める。

3. お取引先の皆さまへ

前述の通り、法令と社会通念上の慣習遵守への社会的要請が近年高まっていることとお取引先においても既にCSR活動が浸透してきている状況を鑑み、ユニプレスはお取引先の皆さまへ本ガイドラインを遵守して頂くようお願い致します。

なお、CSRガイドラインを遵守していただいていることの確認のため、本ガイドラインへの合意確認書の提出をお願い致します。

万が一ガイドラインに沿わない事例が発生した場合の取るべき対応も明記しました。

以下の内容でご理解をお願い致します。

1. ユニプレスはお取引先の皆さまへあらゆる法令・規範を遵守することを求めます。
これは本ガイドラインの「2.2.1 コンプライアンス」に規定されています。
また皆さまの調達先、委託先にも法令・規範の遵守について推進して頂くをお願い致します。
一方、ユニプレスでの取組みや活動においてガイドラインに沿わない事例が発生した場合は、調達担当部門を通じて連絡をお願い致します。
2. 1 の実現に向けて社内体制を構築し運用して頂くをお願い致します。
3. 万が一お取引先の皆さまの事業活動においてコンプライアンス違反が発生した場合、ユニプレスへの即時報告と調査結果・改善計画の報告をお願い致します。
改善計画が適切と判断されるまでの間、ユニプレスは新規見積依頼を停止することがあります。

4. 改定履歴

年月	版	改定内容
2018年8月	初版発行	—
2021年11月	第2版	・「ユニプレスのコンプライアンスに関する詳細について」に、「腐敗防止に関する基本方針」のリンクを追加
		・「2.2.3 人権・労働」の「賃金」に追記
		・「2.2.3 人権・労働」の「労働時間」に追記
		・「2.2.3 人権・労働」の「従業員との対話・協議」を更新
		・「ユニプレスの人権・労働に関する詳細について」に、「人権に関する基本方針」のリンクを追加

サプライヤー合意確認書

ユニプレスは、本ガイドラインを受け取られたすべてのお取引先の皆さまに対し、法的代表者による「サプライヤー合意確認書」へのご署名と、ご提出をお願い致します。

この確認書へのご署名により、お取引先の皆さまが、すべての項目と条件を読んだ上でユニプレスへ供給されるすべての部品/材料またはサービスに関し、本ガイドラインに合意されることを確認させていただきます。

さらに、お取引先の皆さまが、本ガイドラインに含まれる方針を貴社サプライチェーン全体に周知徹底されるということに合意されることを確認させていただきます。

貴社名：

サプライヤーコード：

住所：

署名者の所属部署・役職名：

署名者の氏名：

署名者のEmailアドレス：

署名日：

署名（直筆もしくは記名＋代表者印）：

この書面を調達担当部門にご提出をお願い致します。